

意見書
社会的養育のあり方検討委員会資料（障がい児）

社会福祉法人 共栄福社会 中村隆

若久緑園年表

明治32年	博多区萬行寺「龍華孤児院」開設
昭和5年	若久地区（現在地）に移転
昭和22年	「若久緑園」創設
昭和22年	同胞援護会から県に移管される
昭和23年	児童福祉法の施行に伴い、知的障害児施設となる
昭和52年	園舎全面改築（現在の建物・H31.1現在・41年目）
平成14年	社会福祉法人共栄福祉会へ移管決定
平成15年	社会福祉法人共栄福祉会「若久緑園」設置（定員80名）
平成18年	契約制度の導入に伴い、措置児童と契約児童の入所形態 定員払いの廃止→利用実績払いへ）
平成24年	児童福祉法改正に伴い、福祉型障害児入所施設となる
令和3年	定員60名となる
令和5年	厚生労働省管轄からこども家庭庁管轄となる 定員50名
令和6年（予定）	小規模サテライト棟増設（5寮体制へ）定員40名予定

障害児入所施設の今後の在り方について

(公財)日本知的障害者福祉協会

○児童福祉法 改正後の在り方 ～支援機能の充実と、地域に開かれた施設を目指す～

障害児入所支援は、重度・重複障害や被虐待児への対応を図るほか、自立（地域生活移行）のための支援を充実。

重度・重複障害児や、被虐待児の増加など、各施設における実態を考慮した支援や18歳以上の者は障害者施策（障害福祉サービス）で対応することになることを踏まえ、自立（地域生活移行）を目指した支援を行うものとされた。

○障害児入所施設の機能と課題

社会的養護機能		発達支援機能	
<p>・親の死亡、疾病、障害、入院、服役、貧困、養育困難、虐待等により、環境上保護を要する児童への生活支援（生活保障）を行う。</p> <p>・「家庭から離れざるを得ない子ども、家庭から離さざるを得ない子ども」を家庭に代わって育てる場</p>	<p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none">・小規模グループケアの推進・地域小規模障害児入所施設（グループホーム）の創設・家庭支援専門員の配置・ファミリーホームや里親委託についての検討 <p>(別紙資料)</p>	<p>・重度・重複障害、行動障害、発達障害、被虐待児等多様な状態像の児童に対する発達支援を中心とする専門的支援機能</p>	<p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none">・多様な状態像を示す児童に対応するハード面の整備や専門性のある人材の育成、療育技術の向上が課題。
自立支援機能		地域支援機能	
<p>・法改正により、20歳以上の入所期間延長規定が廃止されたため、障害児施設は「完全通過型施設」となった。18歳（又は20歳）以降、入所児童が地域生活、一般就労、福祉的就労、障害者支援施設の利用などを円滑に行えるように自立支援を行う。</p>	<p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none">・障害者施策とのスムーズな連携を図るために、相談支援体制の強化や行政責任の明確化等自立支援システムの構築が必要。・入所の初期段階から市町村を関与させる仕組みを構築する <p>(別紙資料)</p>	<p>・短期入所、日中一時支援、放課後等デイサービス、居宅介護、行動援護等の在宅サービスを実施し、在宅障害児及びその家族を支援する。</p> <p>・入所施設の機能を地域に展開していくことで、地域における障害児支援の拠点としての役割を果たす。</p>	<p>(課題)</p> <ul style="list-style-type: none">・在宅支援機能を地域の障害児やその家族が有効に活用し、地域での生活を維持していくためには相談支援機能の充実が必要

若久緑園・寮体制（中舎制40名定員）

青葉寮
支援度が高い男子児童
（約8名）
重度、行動障がいタイプの方が
暮らしています。

若葉寮
ADL自立度が高い男子児童
（約8名）
軽度の方が暮らしています。

彩葉寮
ADL自立度が高い児童
（6名）
軽度の方が暮らしています。

照葉寮
集団の中で発達が期待できる男子児童
（約8名）
中～軽度の方が暮らしています。

双葉寮
幼児から高校生までの女子児童
（約8名）
様々なタイプの方が暮らしていま
す。

若久緑園

県内の福祉型障がい児入所施設

福岡県内の福祉型障がい児入所施設（10ヶ所）

- ・小池学園（北九州市）定員 40名 ※平成30年4月から小規模ユニット制
- ・あすなろ学園（北九州市）定員 30名
- ・若久緑園（福岡市）定員 40名**
- ・新開学園（福岡市）定員 15名
- ・生明学園（福岡市）定員
- ・穂波学園（飯塚市）定員 60名
- ・若草学園（田川郡）定員 30名
- ・月の輪学園（築上郡）定員 30名
- ・小郡学園（三井郡）定員 20名
- ・桜園 児童部（筑後市）定員 20名
- ・第二白梅学園（柳川市）定員 20名

※ 施設の減少及び定員減の傾向にある。

措置・契約状況

2024年4月現在

	幼児	小学生	中学生	高校生	合計	※福岡市から 措置7名。 契約4名
措置	1名	9名	9名	8名	27名	
契約	0名	5名	0名	4名	7名	
計	1名	14名	9名	12名	36名	

児童相談所別の受け入れ状況

	幼児	小学生	中学生	高校生	合計
福岡市	1名	3名	1名	6名	11名
福岡県（中央）		8名	7名	6名	21名
宗像				1名	1名
大牟田	1名			1名	2名
久留米			1名		1名
計	2名	11名	9名	17名	36名

入所期間

	1年未満	1～2年	2～4年	4～6年	6～8年	8年～10年	10年以上
男児	4名	6名	4名	3名	4名	5名	2名
女児	1名		1名	1名	2名	1名	2名
計	5名	6名	5名	4名	6名	6名	4名

学校状況

	小学生	中学生	高校生	合計	※未就学児 1名在籍
若久特別支援学校	7名	7名	13名	27名	保育園・児童発達支援センター/放課後等デイサービス等に入れる制度がない。 (幼稚園には行ける)
筑紫丘小学校	5名			5名	
筑紫丘中学校		2名		2名	
清水高等学園			1名	1名	
未就学児	1名				
計	1名	12名	9名	36名	

障がい程度

	幼児	小学生	中学生	高校生	合計	内、福岡市
最重度 (A1)		1名		5名	6名	3名
重度 (A2)		2名	1名	3名	6名	3名
中度 (B1)		2名	3名	1名	6名	
軽度 (B2)		7名	5名	5名	17名	4名
手帳なし	1名				1名	1名
計	1名	12名	9名	14名	36名	11名

退所先 2014年～

	措置	契約
家族と同居	33名	11名
障がい者施設入所支援へ	21名	13名
障がい者グループホーム	33名	8名
自立型宿泊訓練	1名	
医療機関（病院等）へ	2名	
他の福祉型障害児入所施設へ	1名	
他の医療型障害児入所施設へ	1名	
児童養護施設へ	3名	
里親家庭へ	1名	
その他(会社寮)	1名	
計	107名	32名

ライフステージの課題

気づきのきっかけ

成人期

就職活動の不調、就労困難
職場不適合、昇進・異動による環境変化、結婚・子育て

青年期

進路不安、将来設計が立てられない、二次的な症状の現れ
求められる内容の変化

学齢期
後半

いじめ、不登校、引きこもり、消費行動の制御困難、非行
学習困難、興味の偏り

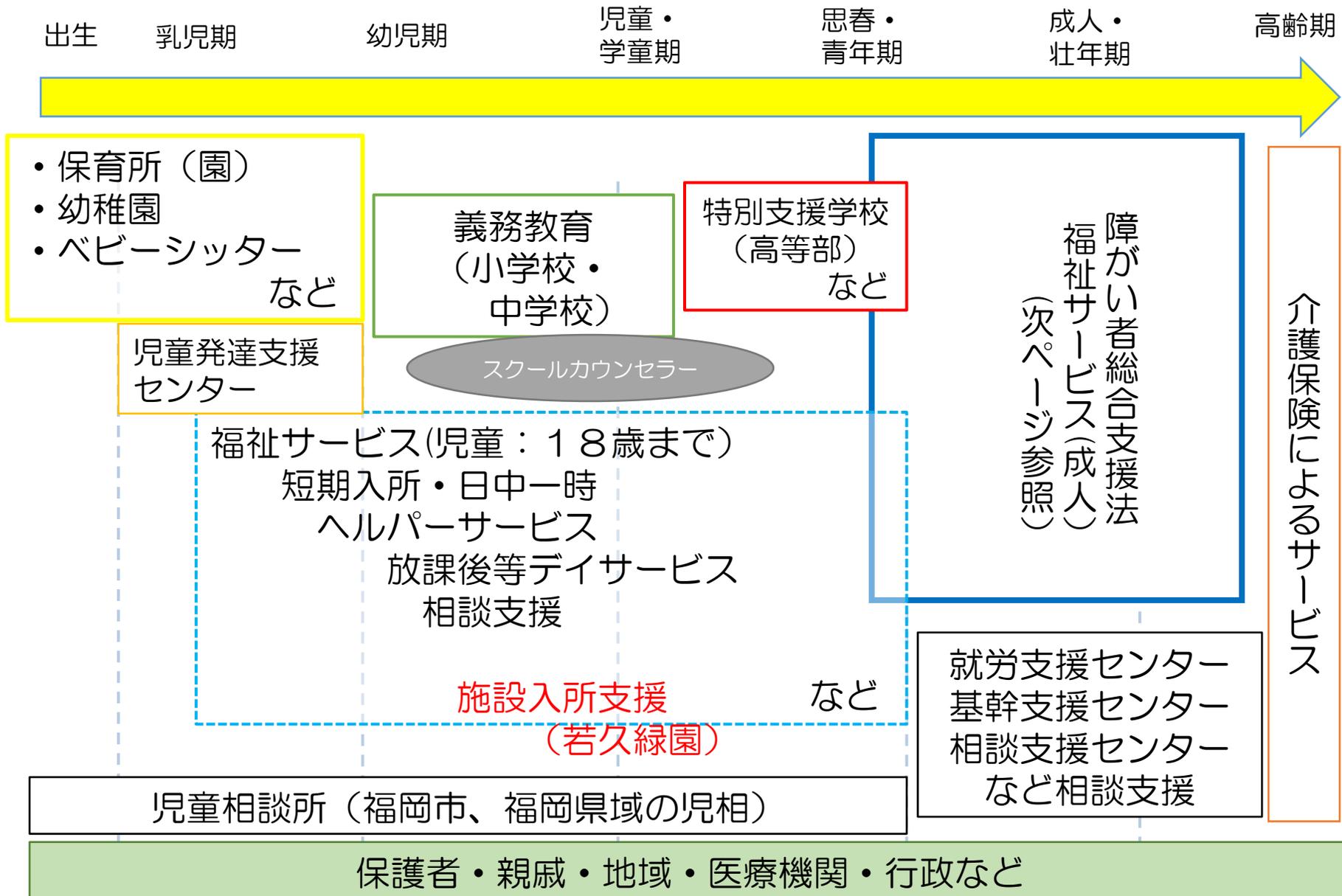
学齢期
前半

学力不振、友達とのトラブル、集団規律を守れない
大人の許容力によって左右

乳幼児期

睡眠不安定、異食、多動、言葉の遅れ、愛着行動の拒否等
健診によるスクリーニング、保育所等、他児との比較から

ライフステージに沿った支援



ライフステージごとの支援に 期待すること

様々な年代の発達障害やその疑いのある人たちの相談を受ける中で、「このような支援・取り組みが必要」と感じていることとして、以下のようなことが挙げられる。

幼児期では

家庭や教室内で学ぶ（限定的な環境）
様々な概念を学習
1対1⇒自立⇒小集団の機会
達成感のある課題
親支援に重点が置かれること

学童期では

学校内で学ぶ（教科・作業）
余暇スキル、道具を使った課題
コミュニケーションの学習（**援助要請、拒否等**）
確実な成功体験が得られること

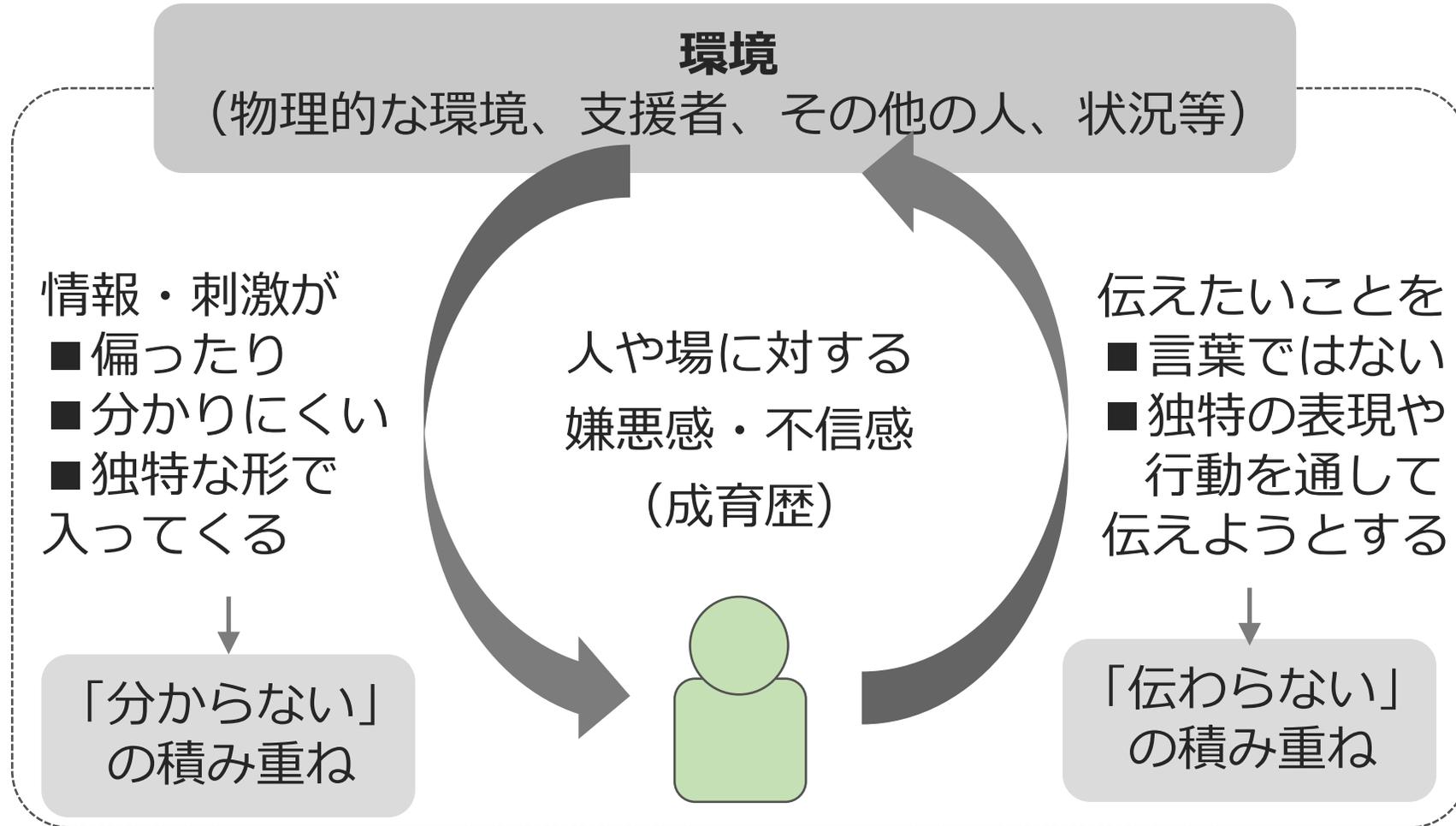
思春期では

地域で学ぶ（模擬的な体験、職場での体験）、職業スキルの絞込み
移動手段の獲得
感情コントロール
前向きな支援の受け入れができる、自己効力感を持つこと

青年・成人期

就労準備支援、訓練の機会、職場実習の提供
自立活動の場
就労・生活の相談・サポート体制
自分が必要とされていることを実感できる場があること

子どもの困っている行動の背景について考える



障がい特性 × 環境要因 ⇒ 行動問題

障がい児のより良い子育てや養育を支えるための支援体制

【対象者】
 * 重度知的障害かつ ASDなどの発達障害があり、激しい自傷や他害行為などを日常的に繰り返すおそれのある障がい児
 * 社会的養育・養護の課題のある障がい児

重度障がい児子育て伴走型拠点センター（仮称）

- 子育て支援(対応助言)
- 家族支援(宿泊療育?)
- 里親支援
- 学校・放デイ等へのコンサル
- 緊急保護レスパイト

キーワード
 ➤ 障がい児支援
 ➤ 子育て支援
 ➤ 機関連携・SV

子育て支援 + レスパイト

【検討事項】

- ・ 協議の場は？
- ・ 基本となるサービスは？
- ・ 子ども家庭支援センター・こども家庭支援センターとのすみ分けは？

情報提供

特性理解
 支援方法
 支援内容等の共有

マッチング

・療育センター
 ・児童発達支援(センター・事業所)
 ※リスク児・リスク家庭の情報提供

○特別支援教育
 ○特別支援学校放課後等支援事業
 ○障がい児通所支援(放課後等デイ)
 ○障がい児相談支援
 ○在宅サービス(障害者総合支援法)

○えがお館
 ○各区子育て支援課
 ○ゆうゆうセンター

就学前

学齢期

本人及び家族ともに安定した成人期へ